

第一章

カネミ油症事件 の経過



カネミ油症50年

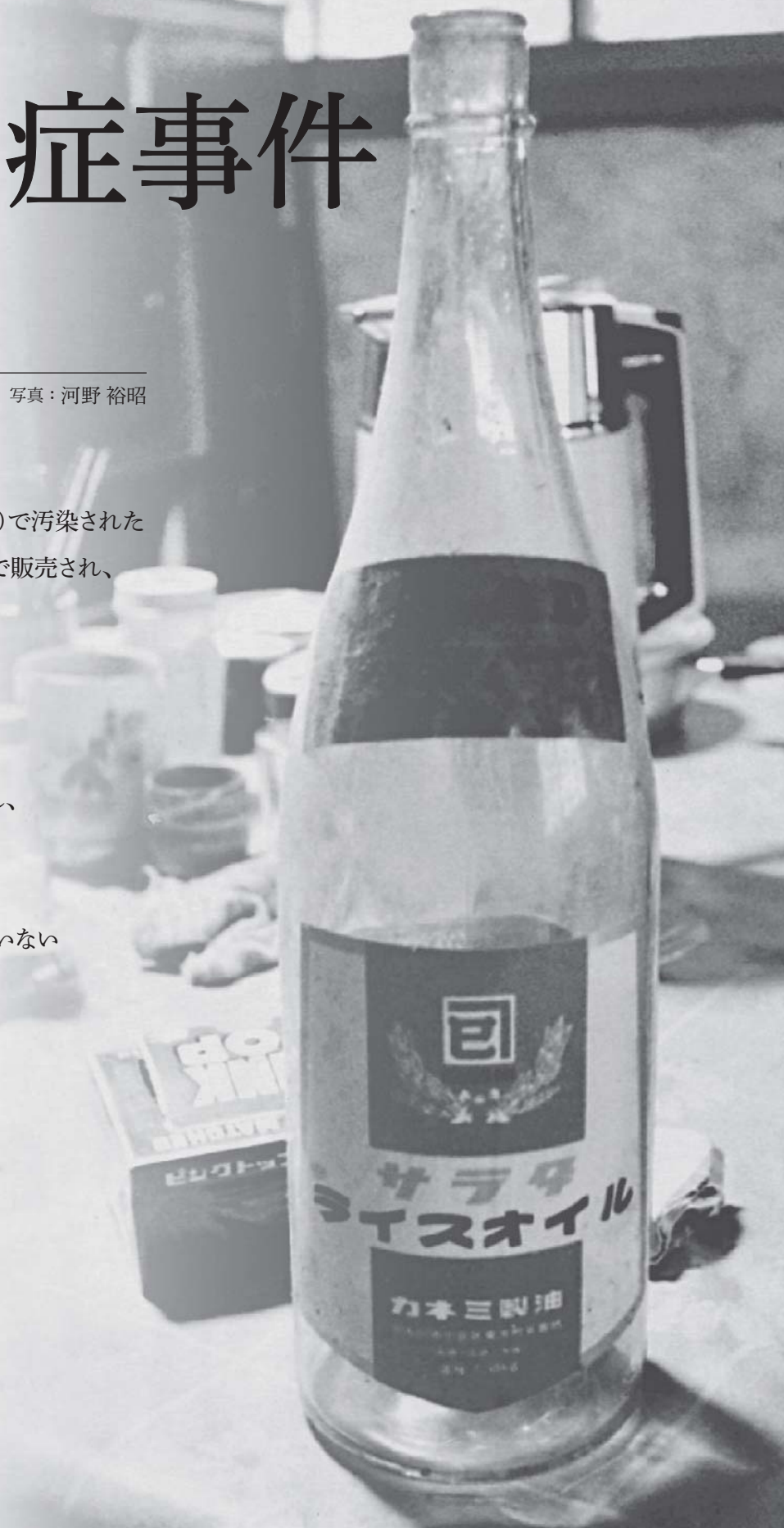
第一章

カネミ油症事件
の経過文：三代 直矢、山田 貴己 写真：河野 裕昭
(長崎新聞 五島支局長) (長崎新聞 生活文化部長)

「カネミ油症事件」は、
有害化学物質ポリ塩化ビフェニール(PCB)で汚染された
食用米ぬか油が、五島市など西日本一帯で販売され、
消費者に深刻な健康被害をもたらした
大規模な食中毒事件だ。
新聞報道で事件が表面化してから、
2018年で50年を迎えた。
PCBの一部は猛毒ダイオキシン類に変化し、
当時汚染油を摂取した被害者だけでなく、
その子や孫にも影響が現れている。
今もなお十分な被害者救済が果たされていない
事件の経過を振り返る。



缶入り油



発生

1968年、福岡、長崎両県などで皮膚の吹き出物や体調不良を訴える人々が現れた。最初の報道は10月10日。原因不明で「奇病」ともいわれたが、やがて、北九州市のカネミ倉庫（加藤三之輔社長＝当時＝）が製造した食用米ぬか油が、鐘淵化学工業（鐘化、現カネカ）製PCBに汚染されていたことが分かった。

当時、PCBは製造が認められ、幅広い分野で使用されていた。カネミ倉庫も鐘化からPCBを購入し、米ぬか油の脱臭工程で使った。その仕組みは、ステンレス製の蛇管が内部に設置された巨大な脱臭装置に米ぬか油を満し、蛇管の中に250度まで加熱したPCBを循環させ、間接的に油を熱することで脱臭するというものだ。この工程でPCBが混入したとされる。

人的被害が拡大する直前の1968年初め、カネミ倉庫製の「ダーク油」を使った飼料を食べた鶏が、大量死する事件が発生していた。ダーク油とは、カネミ倉庫が油症の原因である食用米ぬか

●カネミ油症キーワード

■PCB

分子中に塩素を含む有機塩素化合物の一種。熱に強いなどの特性から、変圧器やコンデンサーの絶縁油、可塑剤や塗料、複写伝票に使われるノーカーボン紙の溶剤などに広く使われた。だが毒性が強く、環境中で分解されにくいことなどが問題となり、1970年代には日本を含めほとんどの国で生産や使用が禁止された。使用禁止後も変圧器などに含まれるPCBが未処理のまま残され、保管中に行方不明になったり、環境中に漏れ出したりすることが問題になった。

■混入原因

カネミ倉庫は鐘淵化学工業製のPCBを米ぬか油の脱臭工程で使用。ステンレス製蛇管が内部に設置された巨大な脱臭装置に油を満し、250度まで加熱したPCBを蛇管内に循環させて間接的に油を熱していた。1968年1月末、蛇管から大量のPCBが油に流れ出たとされる。当初、この蛇管にピンホールが三つ見つかり、PCBが蛇管を腐食させて穴を開けたとみられた。しかし、その後の裁判の過程で、カネミ倉庫が脱臭装置の温度計保護管の間口を広げる工事で蛇管に誤って穴を開けた「工作ミス」が原因だったとの説が出る。この開いた穴から約300キロのPCBが混入。カネミ倉庫はミスに気付いた後も汚染された大量の油を廃棄せず、正常な油と混合させながら「再脱臭」し点検せず出荷したとされる。しかし1968年以前から油症の症状があったとする証言もあり、ピンホールからの混入もあったとする見方もある。

油を製造する過程で出る副産物。これを飼料として与えられた数十万羽の鶏が死んでおり、油症の「前触れ」とも言えた。

農林省(当時)はカネミ倉庫への立ち入り調査で、鶏大量死の原因をダーク油と特定したが、汚染源や、同じ工程で製造された食用米ぬか油を詳しく調べないまま、「食用油は安全」と誤った判断をした。さらに食品衛生を担当する厚生省(当時)にも、事件について通報しなかった。もし通報していれば、食品行政の担当機関が、食用油の安全性を確かめたり流通した油を回収したりすることで、人的被害が抑えられたはずだった。

症 状

カネミ油症とは、どのような症状なのか。五島市で油症患者の自主検診に取り組んだ故・原田正純医師は「病気のデパート」と表現している。吹き出物など皮膚症状のほか、肝臓障害、心臓疾患、貧血、骨の変形など全身の疾病が同時に現れ、長く続いた。「突然意識を失う」「全身に痛みがある」といった症状もあった。初期の死因は、がんが多い。急な下痢で亡くなったり、髪の毛が全て抜けたりした例、内臓出血、頭蓋内出血、死因不明のケースもあった。

女性への被害も深刻だ。2003年にカネミ油症被害者支援センター(YSC、東京)がまとめたアンケート結果によれば、約半数に子宮や卵巣などに何らかの生殖障害があり、被害後に流産・死産などの事例が相次いでいた。

また2008年度の厚労省「油症患者に係る健康実態調査」を基に、YSCが分析したところ、新生児異常が目立ち、低体重児、胎児仮死、色素沈着で肌が黒ずんで生まれる「黒い赤ちゃん」などの事例が相次いだ。



子供の歯 歯芽が逆転し、永久に歯のはえない子供もいる



黒ずんだ爪



カッラで過ごす油症女性患者

●カネミ油症キーワード

■被害者

2019年3月末現在の認定患者は死亡者を含めて2329人(うち長崎県967人)。県内には461人が暮らしている。全国油症治療研究班の診断基準に基づき診査し、知事が認定する。診断基準は2004年にダイオキシン類PCDFの血中濃度が追加された。12年の救済法に基づき、発症当時食事を共にしていた認定患者の家族を一定の条件の下で患者とみなす「同居家族認定」が加わった。この他、1万人を超える未認定患者が想定される。また、被害者の子どもや孫ら次世代への被害も懸念されている。

30名も殺した
殺人企業が
決して赦さない？





カネミ倉庫社長 加藤三之輔

裁判

多様な健康被害に苦しむ被害者たちは1969年以降、カネミ倉庫、鐘化、国などを相手に、損害賠償を求める集団訴訟を次々に起こした。一方、カネミ倉庫は被害者と示談交渉を進め、切り崩しを図った。

1970～1980年代、大規模な集団訴訟となったものに、全国統一訴訟(1～5陣)がある。裁判が進むにつれ、汚染油を製造・販売したカネミ倉庫の敗訴は確定。また、有害化学物質PCBを食品工業用として製造・販売した鐘化や、「ダーク油事件」を巡る対応が不十分で、油症被害の拡大を防げなかった国の責任を認める判決も複数回出ている。国は原告患者ら829人に対し、損害賠償金約27億円を仮払金として支払った。

しかし1986年5月の2陣二審で、司法は一転して鐘化と国の責任を否定。最高裁でも敗訴の可能性が強まった原告側は、最高裁の提示した鐘化との和解案を受け入れ、全訴訟一括和解方式で成立した。和解条項には、今後「名目のいかんを問わず一切の請求、要求等をしない」との文言が盛り込まれ、原告側は同社に責任がないことを確認した。

さらに最高裁で全面敗訴すれば、国からも仮払金返還を即座に迫られることなどから、原告側は国への訴えを取り下げる苦渋の選択をした。被害者の全面救済が遠く転換点となった。

一連の裁判がほぼ終結した1987年ごろから、カネミ油症に関する報道はほとんどなくなった。しかしその間にも、元原告には国からの仮払金返還の督促状が届いた。そして10年後の1997年、国は追い打ちを掛ける。元原告や遺族に仮払金返還を求める調停を一斉に申し立てたのだ。

裁判終結後、子どもは大人になり、油症を秘匿しながらそれぞれの人生を歩んでいた。そして多くは仮払金を使い果たしていた。そうした元原告らの元に通知が届き、油症が配偶者や家族に知られる事態となり、家庭不和や離婚、自殺など取り返しの付かない二次被害を引き起こした。国からの借金は大きな精神的、経済的負担になっていった。

●カネミ油症キーワード

■カネカ

1949年に鐘淵紡績(後の鐘紡)から非繊維事業を分離・独立し鐘淵化学工業として設立。わが国で初めてPCBを開発。1954年4月、高砂工業所でPCB「カネクロール」の製造を開始。1968年10月にカネミ油症が報じられた後も製造を続け、1972年6月、製造中止。2004年カネカに社名変更。カネカホームページによると東京と大阪に本社があり、2018年3月末で資本金330億4600万円、従業員数は連結1万234人、単独3525人。企業理念は「人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します」。



PCB「カネクロール」の特性などを説明したカネカのパンフレット

■カネミ倉庫

本社は北九州市。戦前、創立者の加藤平太郎氏が米ぬか油の工業化に成功。戦後、九州精米をカネミ糧穀工業に社名変更し、三男三之輔氏が社長に就任。国指定倉庫となり1958年、カネミ倉庫に変更した。PCB「カネクロール400」をステンレス製蛇管に循環させ、食用米ぬか油を熱する脱臭手法を採用し1961年、装置を購入。1968年、PCB汚染の米ぬか油を製造、販売し、同年10月にカネミ油症事件が発覚した。裁判では、カネミ倉庫は米ぬか油へのPCB混入を知っていたか、容易に知ることができる状況にあり、食品製造業者としての注意義務に違反し、過失は明らかとされた。同社の敗訴は確定。認定患者への医療費支給を確実にするためとして、倒産などを除き強制手続きによる損害賠償金などの支払いを求めないことなどを内容とする念書や和解を原告と交わした。2008年提訴の新認定訴訟では裁判所が除斥期間を適用し、カネミ倉庫の勝訴が確定している。

そんな中、市民団体による支援も動きだす。1990年代、ごみ焼却などによるダイオキシン問題に取り組んでいた東京の市民団体「止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク」が1999年ごろから、同じダイオキシン禍である油症問題に取り組み始めた。2000年からは五島市内で、水俣病研究の第一人者、原田正純医師らと共に油症患者の自主検診を実施。2002年6月、同ネットワークのメンバーを中心にYSCを発足し、活動が本格化した。

こうした支援者の熱意を受け、五島市内の被害者も結束を強め始める。玉之浦、奈留両地区の患者会は2005年8月、「カネミ油症五島市の会」を結成。同会は市長や国会議員らに直接会い、苦しい状況を伝え始めた。仮払金問題の政治解決は、2005年暮れごろから与野党で機運が高まり、2007年に返還免除の特例法が成立した。

新 認 定

YSCの活動と前後し、坂口力厚労相(当時)は2001年、油症の主因をPCBが熱変化したダイオキシン類と認めた。2004年にはダイオキシン類PCDFの血中濃度が、認定につながる診断基準に追加され、30年以上未認定だった被害者が次々に認定された。

認定患者の医療費は、カネミ倉庫が不安定ながら負担してきたが、未認定患者には支払っていない。医療費を長年自己負担してきた新たな認定患者たちは2008年、カネミ倉庫を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。

しかし福岡地裁小倉支部、福岡高裁、最高裁のいずれも、不法行為による損害賠償請求権は20年で消滅するとした民法の「除斥期間」を採用。その起算点が問題となったが、「遅くとも油症発生翌年の1969年末」とし、「原告の損害賠償請求権は1989年末で消滅した」と結論づけ、訴えを却下した。



2004年以降にようやく油症認定された原告たちが、その15年も前の1989年には損害賠償を請求する権利さえ失っていたという、原告たちにとって絶望的な判断だった。



救済法

2009年、政権交代により本格的な救済法実現への期待が高まった。被害者の悲願は、カネミ倉庫が担っている不安定な医療費支給を、公的負担とすることだった。

PCB廃棄物処理基金を救済資金に活用する民主案、医療費公的負担を軸にした自民の救済法案などが浮上したが、財務省など官僚の壁を突き崩せず、混迷。2012年の国会会期末、調査協力金などを支給する一方、医療費は引き続きカネミ倉庫に担わせる法案が土壇場でまとまり可決した。念願の救済関連の立法化で、認定患者と当時同居していた家族が新たに「みなし認定」されるなど一定の進展はあった。

山積する課題の解決は、関係省庁、カネミ倉庫、被害者の3者による定期的な協議の場で検討することになった。救済法には、「国は、カネミ油症患者に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とも定められている。被害者側は、国とカネミ倉庫に対し、▽認定につながる診断基準の見直し▽次世代被害者の救済▽安定的な医療費補償—などを繰り返し要望。しかし議論は平行線をたどり、被害者らが強く求める救済策との隔たりは大きい。

例えば診断基準。国は、全国油症治療研究班（事務局・九州大）に対し研究費を支出している

が、改定については「認定につながる新しい科学的知見が出ない限り、診断基準の見直しは難しい」として研究班に委ねる。医療費の公的負担についても国は「救済は原因企業が担うべき」として、政府米をカネミ倉庫に保管させ、同社がその収益を被害者の医療費に充てる仕組みを変えていない。

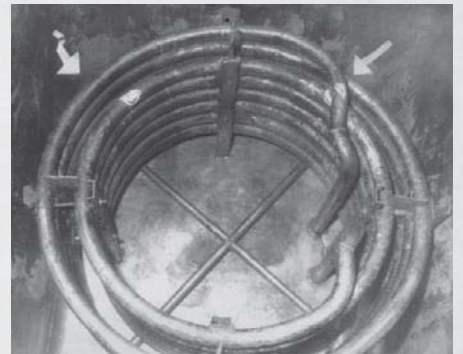
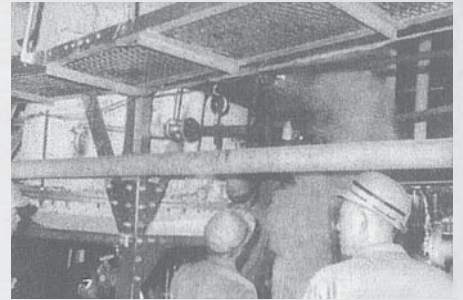
2019年1月、被害者側に大きな動きがあった。本県や福岡県など全国の13団体が、膠着状態にある国やカネミ倉庫などとの救済交渉に団結して臨むため、「カネミ油症被害者全国連絡会」を設立したのだ。

各団体の要望、見解を連絡会として取りまとめ、被害者の子や孫ら次世代救済、支援制度の拡充などの実現を目指す。油症被害者は全国各地で暮らしており、団体は県内3団体のほか福岡や関東、関西などにあるが、3者協議には独立した立場で出席しており、要望が一致せず議論が進まなかったことが設立の背景にある。

全国連絡会は発足後、治療研究や救済の在り方について多様な知見を取り入れようと、国会議員と面会したり、油症治療研究班以外の医師や研究者らと意見交換をしたりと、救済に向けた新たなアプローチを始めている。

カネミ油症の経過

- 1881年 ● ドイツのシュミットとシュルツがPCBを合成
- 1920年代 ● 米スワン社、PCB製造開始
- 1954年 4月 ● 鐘淵化学工業(以下鐘化)が高砂工業所でPCB「カネクロール」の製造開始
- 1961年 4月29日 ● カネミ倉庫が三和油脂から脱臭装置を購入し米ぬか油の精製を開始
- 1968年1~2月 ● カネミ倉庫脱臭装置で製造中の米ぬか油にPCBが大量混入
- 2月中旬 ● カネミ倉庫「ダーク油」配合飼料により西日本各地で鶏が大量死
- 10月10日 ● 福岡県内で正体不明の奇病が続出と新聞報道。その後、カネミ倉庫製食用米ぬか油「カネミライスオイル」が原因と分かるが、油への混入物としてはヒ素、農薬説など浮上し混乱
- 10月19日 ● 九州大医学部油症研究班が診断基準を発表。厚生省に「米ぬか油中毒事件対策本部」発足。
- 11月 4日 ● 油症研究班が原因物質は有機塩素(PCB)と発表。翌日、加藤三之輔カネミ倉庫社長は「有機塩素混入考えられない」とコメント
- 11月16日 ● 九州大調査班がカネミ倉庫6号脱臭缶のPCB循環パイプ(ステンレス製蛇管)に3カ所のピンホールを発見
- 12月 3日 ● 福岡県警と小倉署がカネミ倉庫を家宅搜索
- 1969年 2月 1日 ● 福岡県の被害者がカネミ倉庫、加藤社長、鐘化を福岡地裁に提訴(福岡民事)
- 8月19日 ● 皮膚、内臓の被害に加え、頭髮が抜ける症状が報道される
- 1970年 3月19日 ● 治療法がない状況に怯える被害者の声が報道される
- 22日 ● 北九州市で被害者を守る会全国連絡会議結成大会
- 24日 ● 福岡地検小倉支部がカネミ倉庫の加藤社長と元工場長を業務上過失傷害罪で起訴
- 11月16日 ● 被害者が国やカネミ倉庫などを提訴(全国統一民事1陣)
- 1971年 2月14日 ● 玉之浦の油症患者の会臨時総会で示談派と訴訟派に分裂
- 5月 7日 ● 長崎県が厚生大臣に「油症を公害病とし救済措置を」との要望書送付
- 11月11日 ● 全国統一民事1陣が被告に鐘化を追加
- 1972年 3月 ● 通産省がPCB使用の原則的中止を通達
- 玉之浦の「ライスオイル被害者を守る会」が調査に基づき、油症の児童の体重、身長、歯、発育に影響があ



カネミ倉庫脱臭装置のステンレス蛇管。
この容器内を米ぬか油で満たし、蛇管内に高温のPCBを流して加熱した



家宅搜索の様子



カネミ倉庫本社(1973年7月)

- 1973年 9月 ● 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)成立。翌年、化審法の特定化学物質にPCB指定
- 1973年10月15日 ● 北九州市で被害者14団体、31支援団体がカネミ油症事件全国連絡会議を結成
- 11月12日 ● 大沢孝鐘化社長が大阪市で初めて被害者との直接交渉に応じたが企業責任には触れず
- 1976年 2月25日 ● 福岡県、農林省は、カネミ倉庫製ダーク油配合飼料で大量死した鶏の埋却地(福岡県)で発掘調査開始
- 10月 8日 ● 全国統一民事2陣提訴
- 1977年10月 5日 ● 福岡民事1審判決で原告側が鐘化、カネミ 倉庫に勝訴。鐘化は控訴
- 1978年 3月10日 ● 全国統一民事1陣判決。原告側が鐘化、カネミ倉庫に勝訴。国、北九州市、加藤社長に敗訴
- 3月24日 ● 福岡地裁小倉支部は業務上過失傷害罪に問われた加藤社長に無罪、元工場長に禁錮1年6月の判決。元工場長控訴
- 1979年 5月22日 ● 福岡地裁小倉支部は、玉之浦で全国統一民事2陣の出張尋問を開始
- 台湾油症発生
- 1981年10月12日 ● 全国統一民事3陣提訴
- 1983年 6月 9日 ● 油症治療研究班の倉恒匡徳班長は「油症の原因は(ダイオキシン類の) PCDF による疑いが強まった」と発表
- 1984～85年 ● 一部訴訟の下級審で国、鐘化の賠償責任が認められ、原告に仮払金が支払われる
- 1984年 5月18日 ● 原告弁護団の仮払金の管理を巡る問題で弁護団が記者会見
- 6月 1日 ● 五島奈留町油症患者の会が全国統一民事1陣原告団から脱退決める。前日までに田川、北九州が脱退決定
- 6月20日 ● 全国統一民事1陣原告団の脱退者らが新原告団を結成
- 1985年 6月14日 ● 福岡高裁の和解勧告を国、鐘化が拒否
- 7月～11月 ● 全国統一民事4、5陣提訴
- 1986年 5月15日 ● 全国統一民事2陣2審判決。福岡高裁は工作ミス説を採用し国、鐘化の責任を認めず。原告側の完全敗訴で流れが変わる。最高裁で1陣原告逆転敗訴の可能性が強まる
- 1987年 3月20日 ● 最高裁の和解勧告を受託した原告約 1900 人と鐘化の和解が成立



鐘化社長と被害者との直接交渉



玉之浦で出張尋問



- 3月26日 ● 最高裁で審理中の全国統一民事1陣原告の弁護団は訴訟取り下げ書を最高裁に提出
- 6月～ ● 全国統一民事2、3、4、5陣など国への訴訟取り下げ
- ～12月 ● 全国統一民事など順次、カネミ倉庫と和解
- 1995年 7月22日 ● 市民グループカネミ油症を告発する会によるカネミ倉庫前での抗議の座り込み 300 回目
- 1997年 3月21日 ● 仮払金約 27 億円の返還について国は元原告や相続人 815 人に一斉に調停申し立て
- 2000年 3月 ● 五島で原田正純氏ら自主検診
- 2002年 6月29日 ● カネミ油症被害者支援センター（YSC、東京）設立集会
- 2004年 4月 6日 ● 被害者が日弁連に人権救済申し立て
- 9月29日 ● 油症認定の診療基準にダイオキシン類 PCDF の血中濃度を追加決定
- 2005年 7月 1日 ● 人権救済申し立てで日弁連が玉之浦で現地調査
- 8月 ● カネミ油症五島市の会（矢口哲雄会長）発足
- 10月 9日 ● カネミ油症五島市の会結成記念「PCB・ダイオキシンシンポジウム」同市で開催
- 2006年 4月17日 ● 日弁連が国とカネミ倉庫に人権救済を勧告、カネミに要望書
- 2007年 6月 1日 ● 仮払金返還免除特例法が成立
- 2008年 5月23日 ● 新認定患者 26 人がカネミ倉庫などを相手に損害賠償を求め提訴（第1次）
- 11月27日 ● 新認定訴訟第1回口頭弁論、10 人が追加提訴（第2次）
- 12月14日 ● 五島市でカネミ油症 40 年シンポジウム開催
- 2010年 1月24日 ● 長崎市でカネミ油症ナガサキ大集会開催
- 2012年 8月29日 ● 被害者救済法が成立
- 2013年 3月21日 ● 新認定訴訟で福岡地裁小倉支部が原告の請求を棄却
- 6月21日 ● 被害者団体、国、カネミ倉庫の第1回3者協議
- 2014年 2月24日 ● 新認定訴訟で福岡高裁が原告の控訴を棄却
- 2015年 6月 2日 ● 新認定訴訟で最高裁が原告の上告を退ける決定
- 2018年10月10日 ● カネミ油症発覚から 50 年

